

## 8.9 廃棄物

### 8.9.1 調査事項

調査事項は、表 8.9-1 に示すとおりである。

表8.9-1 調査事項(東京2020大会の開催後)

| 区 分           | 調査事項   |
|---------------|--|
| 予測した事項        | ・設備の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等   |
| 予測条件の状況       | ・施設の利用者数   |
| ミティゲーションの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> <li>・イベント等の開催時において発生する廃棄物については、各事業者が「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理」を行う必要があるため、イベント等の開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。</li> <li>・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> </ul> |

### 8.9.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

### 8.9.3 調査手法

調査手法は、表 8.9-2 に示すとおりである。

表8.9-2 調査手法

|      |               |                                      |
|------|---------------|--------------------------------------|
|      | 調査事項          | 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等 |
|      | 調査時点          | 施設竣工後とした。                            |
| 調査期間 | 予測した事項        | 施設竣工後2020年10月～2022年3月とした。            |
|      | 予測条件の状況       | 施設竣工後2020年10月～2022年3月とした。            |
|      | ミティゲーションの実施状況 | 施設竣工後2020年10月～2022年3月とした。            |
| 調査地点 | 予測した事項        | 計画地とした。                              |
|      | 予測条件の状況       | 計画地とした。                              |
|      | ミティゲーションの実施状況 | 計画地とした。                              |
| 調査手法 | 予測した事項        | 施設へのヒアリングによる方法とした。                   |
|      | 予測条件の状況       | 現地調査(写真撮影等)及び施設へのヒアリングによる方法とした。      |
|      | ミティゲーションの実施状況 | 現地調査(写真撮影等)及び施設へのヒアリングによる方法とした。      |

#### 8.9.4 調査結果

##### (1) 調査結果の内容

##### 1) 予測した事項

##### ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020年2月に竣工し、準備期間を経て、2020年10月～2022年3月までの18か月で12回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均0.6回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020年10月の完成披露式典、2020年12月の日本選手権4日間、2021年1月の国体選考、2021年4月の日本選手権7日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であったほか、利用者の廃棄物は持ち帰りを原則としていた。


あわせて、東京2020大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は2023年4月を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。

以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点における廃棄物の排出量及び再利用量の実績値はまだ得られていないが、廃棄物の処理・処分については、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例に基づき適切に処理・処分を行っている。

## 2) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.9-3 に示すとおりである。なお、廃棄物に関する問合せはなかった。

表8.9-3 ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

|   |  |
|---|--|
| ミティゲーション  | ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。   |
| 実施状況  | 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行っている。  |
|  |  |
| <b>資源ごみの分別状況</b>  |  |
| ミティゲーション  | ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。   |
| 実施状況  | 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進めている。  |
| ミティゲーション  | ・イベント等の開催時において発生する廃棄物については、各事業者が「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理」を行う必要があるため、イベント等の開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。 |
| 実施状況  | イベント開催時に発生した廃棄物は、開催事業者の責任において処理・処分するよう指導した。  |
| ミティゲーション  | ・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。                 |
| 実施状況  | 産業廃棄物については、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況をマニフェストにより確認した。  |